

阿賀野市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例（案）

平成 年 月 日
条例第 号

（目的）

第1条 この条例は、市内において空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止し、又は管理不十分な状態の解消を促し、もって生活環境の保全及び安全安心なまちづくりの推進に寄与するとともに、空き家等の有効活用により定住の促進及び地域交流拠点の整備等を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

（1） 空き家等 土地に定着する建物その他工作物及び立木（当該建物その他の工作物と同一敷地内にあるものに限る）をいい、常時無人の状態にあるものをいう。

（2） 管理不全な状態 次のいずれかに該当する状態をいう。

ア 老朽化又は積雪、台風等の自然災害により倒壊するおそれがある状態又は建築資材等が飛散するおそれのある状態。

イ 不特定の者の侵入等により火災又は犯罪が誘発されるおそれがある状態

ウ 周辺の住民へ迷惑を与えるおそれがある状態をいう。

（3） 管理義務者 所有者、占有者、相続人、財産管理人その他の当該空き家等を管理すべき者をいう。

（4） 市民等 市内に居住する者、市内に建物又は土地を有する者及び市内の事務所又は事業所に勤務する者をいう。

（民事による解決との関係）

第3条 この条例の規定は、管理不全な状態にある空き家等の管理義務者と当該空き家等が管理不完全な状態にあることにより害を被るおそれがある者との間で、民事による事態の解決を図ることを妨げない。

（空き家等の管理義務者等の責務）

第4条 空き家等の管理義務者等は、当該空き家等の敷地に所在する資材等の整理整頓を行うとともに、当該空き家等が管理不全とならないよう適正な管理を行わなければならない。

（市民等の協力）

第5条 市民等は、管理不全な状態である空き家等があると認めるときは、速

やかに市にその情報を提供するものとする。

- 2 市民等は、地域の良好な生活環境の保全に努めるとともに、空き家等の適正な管理のために市が実施する施策に協力するものとする。

(実態調査)

第6条 市長は、前条第1項の規定による情報提供があったとき又は適正な管理がされていない空き家等であると認められるときは、当該空き家等の管理義務者の所在、管理不全な状態の程度等を調査すること(以下「実態調査」という。)ができる。

(立入調査)

第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に必要な場所に立ち入らせ、必要な調査(以下「立入調査」という。)をさせることができる。この場合において、必要があると認めるときは、専門的な知識を有するものを同行させ、意見を求めることができる。

- 2 立入調査をする職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(緊急安全処置)

第8条 市長は、空き家等が管理不全な状態で緊急を要すると認めるときは、その状態を回避するために必要な措置をとることができる。

- 2 市長は、前項に規定する措置に要した費用を、当該管理義務者に対し請求することができる。

(助言、指導及び勧告)

第9条 市長は、実態調査又は立入調査により、空き家等が管理不十分な状態にあると認めるとき、又は管理不十分な状態になる恐れがあると認めるときは、当該空き家等の管理義務者に対し、空き家等の適正な管理のために必要な措置について助言し、又は指導することができる。

- 2 市長は、前項の規定による助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が管理不十分な状態にあるときは、当該管理義務者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、空き家等に管理義務者が前条第2項の規定による勧告に応じないとき、又は空き家等が著しく不完全な状態であると認めるときは、当該管理義務者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第 1 1 条 市長は、前条の規定による命令を行ったにもかかわらず、管理義務者が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令の対象である空き家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る管理義務者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（代執行）

第 1 2 条 市長は、第 1 0 条の規定による命令を受けたものが、これを履行しない場合において、他の手段によって履行させることが困難であり、かつ、現状のまま放置することが著しく公益に反すると認めるときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところにより代執行を行うことができる。

2 前項に規定する措置に要した費用を、当該管理義務者に対し請求することができる。

（空き家等の有効活用）

第 1 3 条 市長は、空き家等の有効活用を促すため、次の各号に掲げる場合に限り、必要な支援を行うことができる。

- (1) 地域交流拠点として整備する場合
- (2) 定住を促進する住宅として整備する場合
- (3) その他市長が認める場合

（関係機関との連携）

第 1 4 条 市長は、空き家等不完全な状態で緊急を要する場合は、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に必要な措置を要請することができる。

（委任）

第 1 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。